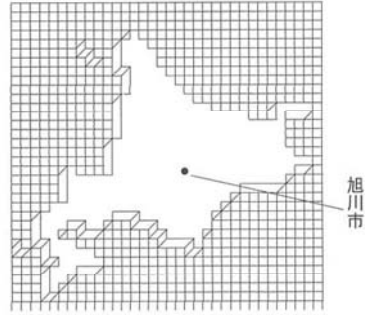


## 連載



あのマチ  
このムラ  
・ 地域おこし活躍中

No.31

### 有限会社コントラクター旭川の事例

#### ◇有限会社コントラクター

#### ター旭川の位置する旧 東旭川町の農業の動向

有限会社コントラクター旭川の位置する旭正地区は、旭川市の南東部、旧東旭川町の南部に属する地域である。ほぼ全域が平坦地で、しかも地区内を流れる忠別川と牛朱別川によって形成された沖積土が広範にわたって堆積するこ

とから、水稻の生産に恵まれた地域となっている。

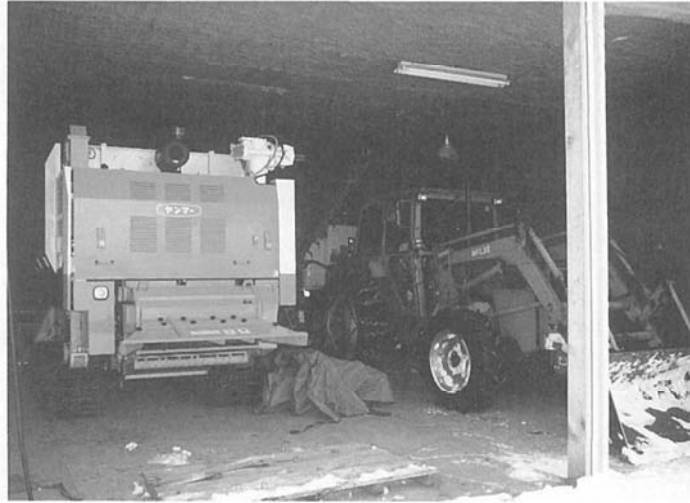
そのため、一九七〇年代前半までは域内の農家の大半が稲作単一経営となっていたが、米の生産調整が強化されるとともに、その割合は低下していき(ただし、一九九五年のみ減反緩和の影響により反転して上昇)、代わって転作作物である香菊、パセリ、小松菜、チンゲンサイなどの野菜を基幹とする農家の割合が増加し

ていった。事実、一九八五年から二〇〇〇年にかけての経営組織別農家数の推移をみると、それに該当する「野菜ま

たは施設単一経営」(二・〇% ↓八・八%)、「稲作首位で野菜または施設二位の単一経営」(二・一% ↓六・四%)、「野菜または施設首位の単一経営」(一・五% ↓七・三%)、「複合経営」(二・〇% ↓二・七%)のシェアは、いずれも拡大していることがわかる。

そして、それとともに稲作付面積は減少していくのである(一九八五年二、九二一畝 ↓

二〇〇〇年二、四五〇畝)。しかし、面積が減少したのはこれだけではない。この間、水田面積(一九八五年四、五九六畝 ↓二〇〇〇年三、六二九畝)や経営耕地面積(一九八五年四、八八三畝 ↓二〇〇〇年三、八〇二畝)も大幅に減少しているのである。ただし、これらの減少は、集約部門の



コントラクター格納庫

伸張というよりも、あとつぎの減少↓農家の高齢化↓離農の増加といった一連の動向によって生じたものと理解した方が適切であろう。なぜなら、同居農業後継者およびあとつぎのいる農家数の減少（一九九〇年三五九戸↓二〇〇〇年二三九戸）、六五才以上農家世帯員数の割合の増加（一九八五年一九・一%↓二〇〇〇年三四・七%）、総農家数の減少（一九八五年一、六一九戸↓八〇四戸）などが同時に確認できるからである（カッコ内の数値は、すべて旧東旭川町のもの）。

◇ 有限会社コントラクター旭川による地域農業支援の実態

一、設立までの経緯

コントラクター旭川の実態

をみる前に、旭正地区で支援組織が必要とされた背景から述べておこう。概略的にみれば、それは二つの事情からなるといつてよい。まず第一に、米の生産調整以降、転作作物である野菜の作付が増加し、それに伴い農家の労働力が逼迫したという点である。具体的に述べれば、野菜作りに傾斜した農家の稲作作業に関わる労働力不足、ならびに稲作の規模拡大を果たした農家（主に稲作付面積二〇畝以上の農家）の転作作物の作業に関わる労働力不足が深刻になったということである。第二に、米価が低迷した一九九〇年代中盤以降、高齢農家および離農の増加とともに稲作の規模拡大志向農家が減少し、その結果、受け手のいない遊休農地が増加してしまったという点である。



冬季除雪作業

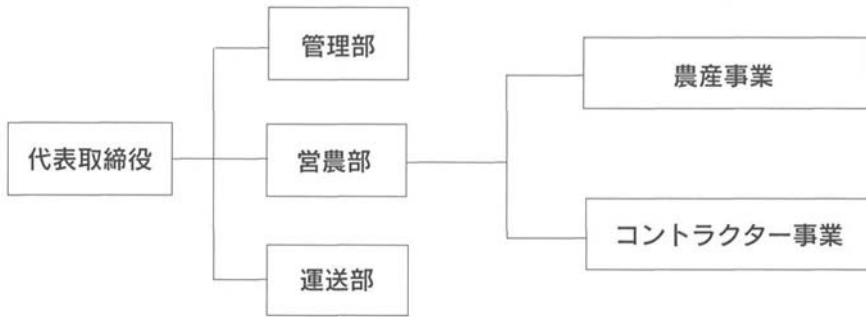
つまり、この地区では、一九九〇年代の中頃から、労働力不足の対応と遊休農地の保全といった二つの課題に寄与する支援組織の設置が求められたということである。ただし、前者に関しては、一九七五年に旧旭正農協（二〇〇二年二月、周辺四農協と合併し旭川農協となる）が農作業受託事業を立ち上げ、すでに耕起、整地などの作業を請け負っており、その意味で、以前から実施されていたとみることができるとは、この事業は、ホクレントラック（ホクレン物流部が担当する農産物輸送業務の通称）の臨時職員四名が本務の合間を縫って行っていたものに過ぎず、したがって上記の二つの課題に対応できる能力を有しているとは言い難かった。そこで、農協は、この事業を発展的に

解消し、充実した労働力の提供と農地の保全に対応できる新たな支援組織の設置を検討する。そして、一九九七年五月、これら二つの役割を果たす組織として、有限会社コントラクター旭川が設立されるのである。

ところで、この組織は、設立にあたり、農業生産法人の認証を受けている。それは、すでに発現している受け手のいない農地を、最終的には所有していかなければならないと考えたからである。また、企業形態については、経営責任の明確化と独立採算制の維持を目指すため有限会社を選択されている。さらに、一九九八年には、地域農業支援の実績が評価され、地域連携型法人にも認定されている。

資本金は一、九五〇万円で、その内訳は農協の出資が九五

図1 有限会社コントラクター旭川の機構図



注) 有限会社コントラクター旭川提供資料より作成

〇万円、地区内の農家の子弟でもある構成員六名（全員男性、年齢は三〇代一名、四〇代一名、五〇代四名で、これらのうち三〇代的一名と五〇代的一名を除く四名が元ホクレントラック臨時職員）の出資が一、〇〇〇万円となっている。このように農協の出資を過半以下とした理由は、法人の自主運営体制の構築を目指そうとしたからにほかならない。

また、構成員は八名からなり、うち六名が出資者である地区内の農家の子弟、一名が農協代表理事組合長（現旭川農協専務理事）、一名が農協経済部長（現旭川農協旭正支所長）となっている。代表取締役には、これらの中から、農家の子弟のうち的一名（元ホクレントラック臨時職員五二才男性）が就任している。

## 二、運営体制

当法人の体制は、経理を担当する管理部、農産事業とコントラクター事業を担当する営農部、運送事業を担当する運送部の三部からなる（図1参照）。業務分担は管理部長（農協支所長が兼務）が受け持つ経理を除き特段決まっておらず、出資者である六名の構成員がすべての事業に携わることになる。また、このほか、繁忙期に限り、コントラクター事業の業務に年間一〇人程度の臨時雇用（全員地区内の農家の子弟）が導入されている。

## 三、機械・施設

現在、法人が利用している機械は、その多くが法人設立前に農協の農作業受託事業で使われていたものである。たとえば、トラクター六台、ロータリー四台、刈払機四台、融雪剤撒布機二台、ブロードキャスター一台などがそれに該当する。しかし、これらは、いずれも法人設立時に農協から無償で譲渡され、現在は法人所有となっている。このほか、法人設立後に導入した機械がいくつかあるが、そのほとんどは、補助事業を通じて導入したものとなっている。たとえば、無人ヘリコプター、豆真空播種機、豆脱穀機、豆乾燥機は、一九九八年に地域連携型法人の支援策（五〇％補助）を、バックホーは、一

表1 有限会社コントラクター旭川の年次別事業実績と作業単価

		1999年	2000年	2001年	作業単価
農産事業	水稲	6.9ha	6.4ha	7.4ha	
	小豆	1.9ha	-	-	
	大豆	1.9ha	0.9ha	2.0ha	
	小麦	-	-	2.8ha	
	えん麦	0.7ha	4.2ha	-	
	牧草	1.6ha	1.6ha	1.6ha	
	面積(計)	13.0ha	13.1ha	13.8ha	
	売上高(計)	1,453万円	809万円	918万円	
コントラクター事業	耕起・整地	430h	263.9ha	378.4ha	2,300円/h
	施肥	576.1ha	519.2ha	181.4ha	200円/袋
	溝切り	45.5ha	61.4ha	29.0ha	3,500円/h
	心土破碎	71.6ha	34.7ha	72.6ha	1,750円/10a
	播種	51.8ha	47.9ha	232.4ha	2,100円/10a
	防除・除草	667.0ha	1,118.7ha	1,207.2ha	1,500円/10a
	草刈り(転作水田)	95.0ha	56.8ha	56.8ha	2,600円/10a
	集草・梱包	33.0ha	21.9ha	29.4ha	1,800円/10a + 150円/個
	脱穀(小豆)	24.5ha	33.5ha	15.4ha	3,600円/10a
	乾燥・調整(大豆)	479俵	1,516俵	4,892俵	1,300円/俵
	ユンボ	1,370h	966.5h	1,358h	4,200円/h (0.3m <sup>3</sup> )
	除雪	4カ所	614万円	566万円	3,600円/h
	収穫(大豆)	-	-	101.6ha	7,500円/10a
	売上高(計)	4,089万円	5,329万円	7,694万円	
運送事業	野菜運搬	850万円	547万円	-	
	米穀運搬	436万円	606万円	432万円	
	一般資材運搬	399万円	232万円	262万円	
	売上高(計)	1,685万円	1,385万円	694万円	

注1) 有限会社コントラクター旭川提供資料より作成

注2) - は実績なしを示す

注3) 豆の施肥は、2001年以降、播種へ移管されている

九九八年に市の農業振興条例（五〇%補助、支払最高限度額三〇〇万円）を活用して導入したものである。また、法人の主要施設は事務所と農機具格納庫（一棟）となるが、これらはいずれも農協から賃借しているものである。

#### 四、事業の概要と実績

はじめに農産事業からみていこう。この事業は、受け手のいない農地を保全するため、

法人がその農地の借り手となつて農業経営を行うものである。端的に述べれば経営受託ということになる。したがつて、委託者には地代が支払われており、それは農産物売上高から諸経費を差し引いた残高となっている。

事業実績については、表1にみるように、情勢の悪化に伴い、一方で受託面積が一九

九九年一三・〇畝↓二〇〇一年一三・一畝↓二〇〇一年一三・八畝と増加傾向、他方で売上高が一九九九年一、四五三万円↓二〇〇〇年八〇九万円↓二〇〇一年九一八万円と停滞傾向にある。ただし委託戸数は、一九九九年以降、九戸で推移しており（うち一戸は代表取締役で、その受託面積は四・七畝）、まったく変化していない。

すでに委託している農家が、手の回らなくなつた農地を小間切れに委託する傾向にあるため、その数は変わつていないのである。なお、作付作物は、すべて土地利用部門で構成されており、具体的には米、豆類、麦類、牧草となる。これらのうち転作作物となる豆類、麦類、牧草に関わる奨励金は、受託者である法人が受け取ることになっている。

次にコントラクター事業をみてみよう。ここでの受託作業は、表1に示したように、農産事業同様、米、豆類、麦類、牧草に関わるものが中心となる。その委託戸数は、二〇〇一年現在一四一戸を数え、旭正支所管内の農家組合員（正組合員のうち農家の定義に入るもの）戸数二七一戸の五二%を占めるものとなっている。また、これら労働力の逼迫した委託農家は、前述のように、野菜作を積極的に導入した農家と稲作の大規模化を果たした農家の二類型に区分できるが、後者に属する稲作付面積二〇畝以上の農家は全体の一四・二%（一四一戸中二〇戸）を占めるにすぎず、したがつて、そのほとんどは前者に属する農家ということになる。

受託実績については、売上

高の伸張（一九九九年四、〇八九万円↓二〇〇〇年五、三二九万円↓二〇〇一年七、六九四万円）や新規受託作業の導入（二〇〇一年から実施の大豆収穫）が確認できるように、着実に増加していることが見て取れる。中でもすべての委託農家が利用している防除・除草は、受託実績の増加が著しく（一九九九年六六七・〇畝↓二〇〇〇年一、一八・七畝↓二〇〇一年一、二〇七・二畝）、今や旭正地区の稲作付面積一、二七七畝の九四・五%を受け持つものとなっている。

ただし、表にみるように、すべての作業の受託実績が増加しているわけではない。たとえば小豆の脱穀のように、当該作物の作付面積が減少した作業については、当然ながら、その分、受託実績も減少



JAあさひかわ 大懸センター長（右）から  
取材する井上研究員

（旭川市、旭川農協旭正支所、東旭川農協、東旭川町農民連盟、旭川市農業委員会東旭川地区協議会で構成）で定められたものが採用されている。具体的には、表1に示したとおりである。

していくことになる。また、委託者の農地が管内に分散しているため、ここでの作業効率は決して良いものとはならない。

なお、受託料金については、東旭川町農業労働調整協議会

最後に運送事業の概要をみておこう。この事業は、かつて当法人の構成員がホクレントラックの嘱託職員

として取り組んでいた業務である。これを、当法人は、営農部の赤字を補填する収益事業とみなし、法人の業務の中に取り入れたのである。

しかし、本務となる営農部の業務が多忙になるとともに、

運送業務への労働力の投入が困難となり、結果として、その事業規模は縮小せざるを得なくなっているのが現状である。事実、表1にみるように、二〇〇一年度には野菜運搬業務が中止となり、また、その影響も加わって、事業売上高は、一九九九年一、六八五万円↓二〇〇〇年一、三五八万円↓二〇〇一年六九四万円と大幅に減少となっているのである。

#### ◇おわりに

当法人の二〇〇〇年度の当期利益は二一六万円であった（総収入八、六〇三万円、総支出八、三八七万円）。すなわち、当法人は黒字収支で運営されているのである。しかし、その経営基盤は、決して安定的なものとはいえない。それ

は、農産事業において農産物販売高の上昇が期待できない点、コントラクター事業において効率の良い作業の実施が困難な点、収益部門であったはずの運送事業においてその事業規模を縮小しなければならなかった点などをみれば明らかとなろう。要するに、従業員の懸命な努力がなければ、おそらく上記の経営成果は得られなかったと考えられるのである。

それゆえに、当法人は、安定的な経営基盤を如何に確立していくかが今後の課題になっているといえる。具体的には、収益事業の新設、あるいは多くの農家に貢献している実績を抛り所とした公的支援の取得などがそれに該当するだろう。

（レポーター 地域農研

専門研究員 井上誠司）